

国際預金保険協会（IADI）2024年 年次コンファレンス

井藤長官 挨拶

2024年11月14日（木）

（歓迎の挨拶）

- ご紹介いただきました金融庁長官の井藤です。
皆様の来日を心より歓迎いたします。また、本日のIADI年次コンファレンスの開催にあたり、ご挨拶の機会をいただき、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。
- IADIはこれまで、預金保険分野における国際基準の設定主体として、また、世界中の預金保険機関の知見を共有するフォーラムとして、世界の金融システムの安定に大きな貢献をしてこられたと認識しています。
- また、ホストを務める日本の預金保険機構は、IADIの設立当初からのメンバーとして、研究活動やセミナーに積極的に参加・協力されてきたほか、IADIの政策的判断やガイダンスの策定等にも貢献するなど、IADIの発展に大きな役割を果たしてきたと承知しています。
今回、預金保険機構がIADIの会合をホストすることで、預金保険機構によるIADIへの貢献リストに新たな

項目がまた1つ追加されたことをうれしく思います。

- さて、私からは、本日のコンファレンスを少しでも有意義なものとしていただくため、今回の国際コンファレンスのテーマ「Future proofing the Core Principles : raising the bar for deposit insurance systems」に鑑み、
 - (1) 我が国の金融セーフティネットの概要
 - (2) 我が国の金融システムを巡る環境と直面する課題について、ご紹介させていただきます。

((1) 我が国の金融セーフティネットの概要)

- まず、我が国の金融セーフティネットの概要についてご紹介します。我が国の主要な金融セーフティネットの1つは預金保険法に基づく枠組みです。

この法律は、預金者等の保護と破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、必要な制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的として、

- ①預金等の定額保護、
- ②金融危機対応措置、
- ③金融機関の秩序ある処理、

の大きく3つの枠組みを用意しています。

- まず、①預金等の定額保護についてご説明します。預金等の定額保護は、万一、預金取扱金融機関が破綻した場合、原則として、一般預金等は名寄せ後で最大元本1,000万円とその利息までが保護されることに加え、決済用預金は全額保護されます。

- 次に、②金融危機対応措置についてご説明します。我が国又は対象金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると内閣総理大臣が認めるとき、金融危機対応措置を発動可能となっています。

- 具体的には、内閣総理大臣を議長とする金融危機対応会議の議を経た上で、(i)過小資本の金融機関に対する資本増強、(ii)破綻金融機関又は債務超過の金融機関に対するペイオフコスト超の資金援助、又は(iii)破綻金融機関であって債務超過の銀行等の国有化、を行うことが可能となっています。

- この2つの枠組みは、我が国が、1990年代後半から経験した、銀行部門の深刻な不良債権問題による金融危機の経験が契機となり、大きく発展し、整備されたものです。

- 最後に、③金融機関の秩序ある処理についてご説明します。2000年代の国際的な金融危機を踏まえて、市場等を通じて伝播するような危機に対する対応として、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みが国際的に議論され、合意されたことを受け、我が国においても預金保険法を改正し、新たな破綻処理の枠組みを整備したものです。

この枠組みでは、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると内閣総理大臣が認めるときに発動可能となっています。

- 具体的には、金融危機対応措置と同様、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣が措置を講ずる必要性を認定します。

対象となる金融機関等を預金保険機構の特別監視下におき、流動性の供給や優先株式等の引受け等を行う「特定第1号措置」のほか、預金保険機構が管理処分権を掌握しつつ、金融システムの安定を図るため不可欠な債務等を特定承継金融機関等に引き継ぎ、その際に特定資金援助をすることにより、当該債務を履行させる「特定第2号措置」も整備しています。

○ この、金融機関の秩序ある処理は、金融市場における急速な信認低下、破綻時における混乱、実体経済への影響を回避し、金融システムがその強靱性を保持するために、金融市場・金融業全体をカバーすることが重要であるとの考え方に基づいて設計されており、預金取扱金融機関のみならず、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等の金融業全体が広く措置の対象となっています。

○ 預金保険法に基づく枠組み以外にも、我が国の中央銀行である日本銀行は、政策委員会が金融システムの安定のため特に必要があると判断する場合には、一時的な資金不足に陥った金融機関に対し、他に資金の供給を行う主体がない場合に、最後の貸し手として一時的な資金の貸付（流動性の供給）を行うことが可能となっています。

（（２）我が国の金融システムを巡る環境と直面する課題）

○ 次に、我が国の金融システムを巡る環境と直面する課題について、我々の認識を申し上げます。

先ほどご説明したように、我が国は、これまでの歴史の中での様々な経験を踏まえ、効果的かつ頑健な金融セーフティネットを構築するに至ったと自負しています。

一方、これは日本に限らない要素も多分にありますが、我が国金融システムは、足下で、①金融市場、②ビジネス環境において、大きな変化にさらされていると考えており、金融セーフティネットや、金融システムに対するモニタリングも、必要があれば、環境の変化に応じて不断に見直していくべきものと考えています。

- まず、①金融市場に目を向けると、我が国の中央銀行は、本年3月と7月に政策金利を引き上げましたが、我が国では、この利上げ自体実に17年ぶりのことです。こうした「金利ある世界」への移行が進む一方で、株式市場では、8月には日経平均株価が過去最大の下落幅を記録するなど、変動の高まりが見受けられています。

- また、グローバルな金融市場においても、海外諸国の経済減速懸念、不動産市場を含む海外市況の変調、各国政治動向、地政学的リスク等が主要なリスクとなっていると考えています。

- 次に、②ビジネス環境について、我が国では、特に都市部以外の地域で、人口減少・少子高齢化や事業者数のすう勢的な減少にさらされており、これまでの低金利環境の継続とあいまって、金融機関のビジネスモデルの持

続可能性にとって脅威となっています。

- 加えて、コロナ禍への対応や技術革新などにより、個人の生活様式や企業のビジネスが変化する中、我が国の金融サービスも、アンバンドリング・リバンドリングが進み、新たな金融サービスの提供者の参入や、業態・国境を越えた金融サービス展開が加速しています。
- さらに、デジタル技術の深化・普及は、非対面の取引や国境を越えた取引を容易にし、利用者の利便を向上させる一方で、サイバーリスクの高まりやマネー・ローンダリング、金融犯罪の巧妙化等、リスクも増大・複雑化しています。
- こうした、①金融市場、②ビジネス環境を巡る変化に直面する中であっても、足元、我が国の金融機関は総じて充実した資本や流動性を有し、金融システムは総体として安定しています。
- 引き続き、金融システムの安定・信頼の確保と質の高い金融機能の発揮を図るため、制度整備、検査・監督、国際的な議論への参画等を通して、金融システムの潜在的な脆弱性への対処・強靱性の向上に取り組んでいく方

針です。

- また、金融システムの安定・信頼の確保のためには、金融セーフティネットの不断の見直しに加え、その実効性の確保が不可欠であり、このためには実務面においてセーフティネットに参加する当局同士が緊密に連携することが重要と認識しています。
- 特に、国際的に活動するシステム上重要な金融機関の破綻処理においては、国内外の当局間における連携が重要となります。こうした観点から、我が国においては、金融庁が、日本銀行や預金保険機構と連携して本邦 G-SIBs 等に対する危機管理グループ(CMG)会合を主催し、海外ホスト当局との連携強化に努めています。

(結びの挨拶)

- 金融システムの安定のため、金融セーフティネットの適切な運営の一角を担う、預金保険機関が果たす役割は非常に重要です。また、繰り返しになりますが、金融市場のグローバル化、金融危機のグローバル化を反映して、各国や各地域間の協力も格段に重要となっているところ です。

- 世界中の預金保険機関が参加する機会は貴重であり、今回の年次コンファレンスが、参加者間の認識の共有と、意見交換の貴重な機会として有意義なものとなるよう心より期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

(以上)